

袖ヶ浦市市制施行 30 周年記念事業市民実行委員会の設立及び規約の制定について

袖ヶ浦市は、平成 3 年（1991 年）4 月 1 日の市制施行後、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日に市制施行 30 周年を迎えました。

市制施行 30 周年という節目の年を迎え、令和 3 年度は、年間を通じて各種記念事業の開催を予定しています。各種記念事業を実施するにあたり、特に市民参加によるメインイベント等を企画・運営するための市民実行委員会を設立します。

なお、記念事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況やワクチン接種のスケジュール等を考慮し、イベント等の開催内容や開催時期を慎重に検討します。

1 設立の理由

市民や各種団体の参加による市民実行委員会を組織し、記念事業の検討や運営も含めて市民参加で行うことで、みんなでつくるわがまち袖ヶ浦の機運の醸成を図るため。

2 実行委員会の設立期間

令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月まで（1 年間）

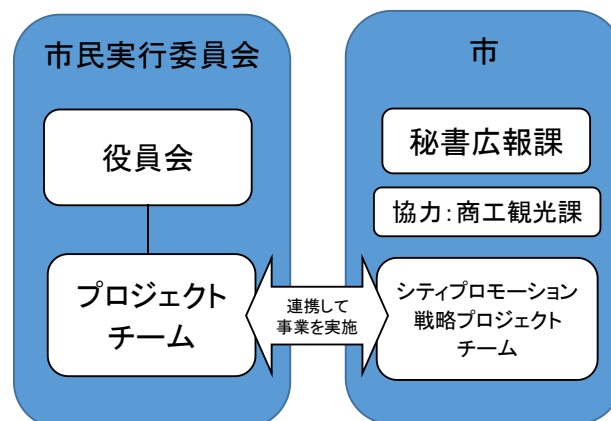
3 実行委員会の構成・役割

(1) 役員会

市長（会長）をはじめとする各種団体の役員等で構成。実行委員会の規約、事業計画、予算等の審議・承認を行います。

(2) プロジェクトチーム

公募市民や各種団体の若手を中心としたメンバーで構成。役員会で承認された事業計画、予算等に基づき、イベント等の具体的な企画立案、運営を行います。



4 実行委員会事務局

実行委員会の事務を処理するため、企画政策部秘書広報課内に事務局を置きます。